

# 1 学校外での過ごし方について！

～事件・事故等の未然防止について～



コロナ禍の中で、不要・不急の外出はしないよう求められています。そのため、できるだけ外出を控え、年度末は家庭での自主学習や次年度の目標・計画、今後の進路等について考える期間としましょう。

## 注意事項！

- ② 不要・不急な外出、深夜はいかい等はしない。(犯罪被害防止、新型コロナウイルス感染防止に努めよう)
- ② 生徒のみの外泊等はしない。(飲酒・喫煙等の問題行動に発展する恐れがあります)
- ③ スマホ・SNS等の不適切な使用はしない。(いじめ・性被害等の問題につながる恐れがあります)
- ④ 交通マナーをまもり、交通事故を防止する。(県内での交通事故が起きています)

深夜はいかい

タバコ

飲酒

交通三悪

スマホ依存

※交通三悪…無免許運転、飲酒運転、スピード違反

# 2 薬物乱用防止について！



薬物乱用については、各学校において保健の授業や講話・講演等で、その危険性や違法性を学んでいると思います。  
薬物乱用で依存症になると、簡単に止めることはできません。そんな危険な薬物乱用は絶対しない、そして絶対させないようにみんなで注意しよう。

## 薬物乱用は **ダメ！絶対！**

困ったときは、誰かに、どこかに「相談」する！

主な相談機関：子ども若者みらい相談プラザ「sorae (ソラエ)」 098-943-5335

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

沖縄いのちの電話 098-888-4343

ヤングテレフォンコーナー (少年サポートセンター) 0120-276-556 等

# 卒業生及び保護者の皆様へ

～高校生活残りの日々を大切に過ごしましょう！～

## □ 進路準備期間は、“次への準備”の時間

- ★「進路決定」が「人生のゴール」ではありません。次のステップへの準備を！
- ★進路が未決定の人もいます。思いやりのある行動で最後の一人まで応援しよう。

## □ 3月31日まで 身分は高校生！

- ★分散会や宿泊を伴うペンション等でのクラス会は、飲酒や喫煙等の問題行動に発展することが多いです。

このような問題行動に発展しないように友だち同士で注意し合いましょう。

- ★3月31日までは、高校に“在籍中”。問題行動は、進路先にも影響が出る可能性があります。

根拠

### ●参考●

「沖縄県立学校管理規則 第11条」

学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

「学校管理規則質疑応答集 第5章 進級・卒業の認定」より  
卒業証書に記載された日付をもって卒業の効果が生じるのではなく、3月31日までは当該学校の生徒である。

## □ 運転免許取得後も、 安全第一！

- ★重大事故に繋がる無免許運転、飲酒運転、暴走行為等はやらない。もちろん、友人にもさせないようにしましょう。
- ★この時期の車両の使用は、「遊び」が多くなります。友だちを乗せての「わきみ運転」や「深夜のドライブ」は事故に繋がる可能性が高くなります。安全運転を心がけましょう。

## □ 大麻等違法薬物は危険！ 持たない！ 買わない！ 使わない！

- ★大麻等違法薬物は、身体に悪影響を及ぼす非常に危険な薬物です。もちろん、違法薬物等を所持、乱用すれば罰せられます。

★大麻等違法薬物を乱用し、依存症になると、簡単に止めることはできません。興味本位で手を出すことは、人生を左右する、かなり危険な行為です。

## □ スマートフォン等の 健全な使用を！

- ★SNS等を通して被害にあう人が後を絶ちません。ネット上で危険な状況（性被害や犯罪）にあわないよう回避する能力を身につけましょう。

★ネット上の情報は、「良いもの」も「悪いもの」も入り混じっています（「玉石混淆」という。）使い方を間違えずに、被害者や加害者にならないようにしましょう。

□投稿する前に考えよう！

- ★他人の写真を勝手に載せることは、肖像権やプライバシーの侵害になります。また、自分の写真を載せることもトラブルの元になることもあります。

★悪意がなくても、書かれた行為を嫌に感じる人もいます。その人にとっては、想像以上につらいものです。法律上の「イジメ」になります。

★犯罪にあたる可能性もあり（侮辱罪、名誉毀損）、事件に発展した場合は、身元を調べられ、刑事責任を追求されることもあります。